

(公財) 滋賀県産業支援プラザ展示コーナーGALLERY 運用基準

(目的)

- ・(公財) 滋賀県産業支援プラザ(以下、プラザという)は、展示コーナーGALLERY(以下、展示コーナーという)を滋賀県内の産業の情報発信の拠点とし、県内に事業所のある中小企業の製品、特産品、商品、サービスおよび技術等の展示を行うことにより、県内産業のPR、販路拡大、技術交流、産業振興等の促進を図ります。

(出展者要件)

- ・展示コーナーに出展できる者は、以下の全てに該当する者としします。
 - (1) 県内に事業所を設置している中小企業(法人、個人を問わない)
 - (2) 自らまたは自社もしくは自社の役員等が、暴力団または暴力団員でないことおよびこれら暴力団等と関わりのない者
 - (3) 政治活動、宗教活動、意見広告および展示にふさわしくない宣伝等を行わない者
 - (4) その他、展示コーナーの目的の達成に資する出展が可能であるとプラザが認めた者

(概要)

- ・展 示 期 間： 原則1ヶ月間(最長2ヶ月間まで)
- ・展 示 時 間： 平日の午前9時から午後5時まで
(休日は、土日、祝日、年末年始およびプラザが定める日)
- ・搬入・搬出： 搬入および搬出は、プラザ職員の立ち合いのもと使用者が行ってください。
- ・広さ(面積)： 約50平方メートル(7m×7m程度) 天井3.45m
- ・備 品： 可動パーティション、ハンガーセット、フック、展示台、サインスタンド、イベントスタンド、ショーケース、フライヤーラック等
- ・使 用 料： 無 料
- ・運 営： 管理人・案内人は設置せず、展示品の破損、汚損、滅失の責は負いません。
- ・汚 損・滅 失： 展示コーナー内のフロア、壁、備品等の汚損、滅失をした場合は、原状回復もしくは費用弁償していただきます。
- ・備 考： 出展者はコラボしが21の駐車場を利用可能です。展示コーナーへの来訪者はコラボしが21の駐車場の利用は不可であるため、展示を広報される際は近隣の有料駐車場を利用するよう周知ください。

(申請受付)

- ・使用申請書、展示内容資料および暴力団等ではない旨の誓約書をプラザ理事長宛に提出することによって、申請受付とします。
- ・申請は、随時受付します。(郵送可)

(展示承認)

- ・申し込まれた内容を審査し、プラザが展示に相応しいと認めた場合、展示することができます。

(展示内容)

- ・展示コーナーの目的の達成に資する展示内容としてください。
- ・展示コーナーでの販売はできません。

付 則

この基準は、平成22年4月1日から適用します。

この基準は、平成25年5月1日から改定適用します。

この基準は、平成29年12月15日から改定適用します。

この基準は、令和2年6月1日から改定適用します。

この基準は、令和4年6月1日から改定適用します。

この基準は、令和5年4月1日から改定適用します。

この基準は、令和6年4月1日から改定適用します。